

# 地方公営企業等の 経営健全化について

伊丹市行財政審議会

# 本市における地方公営企業と特別会計について

## 予算規模 (平成27年度当初)

地方公営企業会計 (6会計)	44,797,859千円
特別会計 (8会計※財産区除く)	38,871,490千円
<b>合 計</b>	<b>83,669,349千円</b>

(単位:千円)

地方公営企業会計	H27予算規模	根拠法(会計設置)	事業目的
病院事業会計	12,419,399	地方公営企業法	公衆および特定多数人の健康保持に必要な医療の提供
水道事業会計	6,266,846	地方公営企業法	生活用水その他の浄水の供給
工業用水道事業会計	447,993	地方公営企業法	工業の健全な発達と地盤沈下防止
下水道事業会計	9,315,660	地方公営企業法	都市の健全な発達及び環境衛生の向上、公共用水域の水質保全
交通事業会計	2,724,767	地方公営企業法	本市域およびその周辺地域にわたる交通便益の提供
モーターボート競走事業会計	13,623,194	地方公営企業法	市民福祉の増進を図るための施策に必要な財源の確保
<b>合 計</b>	<b>44,797,859</b>		

特別会計	H27予算規模	根拠法(会計設置)	事業目的
国民健康保険事業特別会計	23,946,720	国民健康保険法	社会保障及び国民保健の向上
後期高齢者医療事業特別会計	2,290,203	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者への適切な医療の給付等による高齢者の福祉の増進
介護保険事業特別会計	11,590,574	介護保険法	加齢に伴う要介護者等への保健医療サービス等の給付等による保健医療の向上及び福祉の増進
交通災害等共済事業特別会計	24,930	地方自治法	交通事故の被害者及び学校管理下以外の災害等による被害児童等の救済による市民の生活の安定と福祉の増進
災害共済事業特別会計	10,594	地方自治法	火災等の被害者救済による市民の生活の安定と福祉の増進
中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	31,379	地方自治法	市内の中小企業に勤務する従業員の福祉の増進による中小企業振興
農業共済事業特別会計	15,104	農業災害補償法	農業者への損失補填による農業経営の安定及び農業生産力の向上
中心市街地駐車場事業特別会計	961,986	地方自治法	道路交通の円滑化による自動車利用者の利便性向上、都市の機能の維持及び増進
<b>合 計</b>	<b>38,871,490</b>		

※公設卸売市場事業特別会計は、平成26年度末をもって廃止

# これまでの取り組み

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)」(以下、「健全化法」という。)の全面施行等に伴い、「第三セクター等の抜本的改革」が推進されてきましたが、公営企業についても第三セクター等に準じた改革の必要性が指摘されたこと等を踏まえ、同じく平成21年度から平成25年度の間を集中期間として、全国的に「公営企業の抜本改革について」の取り組みが実施されてきました。

本市においても、地方公営企業等(特別会計及び公営企業会計)の赤字である『**資金不足額を連結した財政の健全化**』が求められていることから、国民健康保険事業や中心市街地駐車場事業(旧宮ノ前地区地下駐車場事業)などの赤字決算となっている特別会計や、資金の不足を生じているため一般会計や基金から借入れを行っている病院事業や下水道事業については、抜本的な措置を講じ、現・行財政プランにおける地方公営企業等の経営健全化の取組項目として一定の成果を得ました。

## <計画期間中の主な取り組み>

平成21年 4月 ~	【公営企業】病院事業	病院改革プランの着実な実施
平成21年 4月 ~	【公営企業】下水道事業	平成20年度末に特別会計を廃止、地方公営企業法の一部適用
平成23年 4月 ~	【公営企業】交通事業	交通事業第2次アクションプランの着実な実施
平成23年11月	【公営企業】下水道事業	下水道使用料の改定
平成25年 4月	【特別会計】国民健康保険事業	保険料率の改定
	【特別会計】中心市街地駐車場事業	都市整備公社解散に伴い駐車場事業の効率的な事業運営を図る
平成26年 3月	【特別会計】卸売市場事業	特別会計の廃止
平成26年 4月	【公営企業】モーターボート競走事業	平成25年度末に特別会計を廃止、地方公営企業法の全部適用
	【公営企業】下水道事業	地方公営企業法の全部適用
	【公営企業】水道・工業用水道・下水道事業	上下水道局設立 水道事業及び工業用水道事業と下水道事業の組織統合による効率化
平成27年 4月	【公営企業】病院事業	宝塚市立病院との連携による周産期医療の充実

(参考:健全化判断指標のうち連結実質赤字比率について)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

※H25年度決算における  
 早期健全化団体基準 : 16.50%以上  
 財政再生団体基準 : 30.00%以上

- ・連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

# これまでの取り組みの成果

## 経営健全化のための取り組みにより資金剰余額が増加

【資金不足額（△）の推移】（H21決算 ⇒ H25決算）（単位：千円）

地方公営企業会計	H21決算 (A)	H25決算 (B)	(B) - (A)
病院事業会計	541,272	1,799,303	1,258,031
水道事業会計	481,924	956,898	474,974
工業用水道事業会計	835,228	1,039,865	204,637
下水道事業会計	113,756	433,373	319,617
交通事業会計	421,719	575,988	154,269
モーターボート競走事業会計	1,078,457	743,714	△ 334,743
小計	3,472,355	5,549,142	2,076,787
特別会計	H21決算 (A)	H25決算 (B)	(B) - (A)
国民健康保険事業特別会計	△ 1,207,641	316,301	1,523,942
後期高齢者医療事業特別会計	4,822	3,806	△ 1,016
介護保険事業特別会計	250,755	97,053	△ 153,702
公設卸売市場事業特別会計	△ 5,533	9,611	15,144
交通災害等共済事業特別会計	1,157	6,364	5,207
災害共済事業特別会計	5,478	2,604	△ 2,874
中小企業勤労者福祉共済事業特別会計	△ 1,503	1,321	2,824
農業共済事業特別会計	322	132	△ 190
中心市街地駐車場事業特別会計	△ 467,287	△ 711,463	△ 244,176
小計	△ 1,419,430	△ 274,271	1,145,159
合計	2,052,925	5,274,871	3,221,946

※モーターボート競走事業会計は  
H26年度から地方公営企業会計へ移行  
H25年度決算は打切決算

※公設卸売市場事業特別会計は  
H26年度末をもって廃止

※中心市街地駐車場事業特別会計は  
H25年度から名称変更  
(旧宮ノ前地区地下駐車場事業特別会計)

経営健全化の取り組み等により資金剰余額は、約32億2千万円増加。

しかし、一方で、中心市街地駐車場事業特別会計は引き続き資金不足額が発生している。また、地方公営企業会計制度の変更等により、今後は退職手当引当金等の負債が明確になるなど、公営企業会計において正確な期間損益が把握されることで剰余額が減少する見込みであり、引き続き経営健全化に努める必要がある。

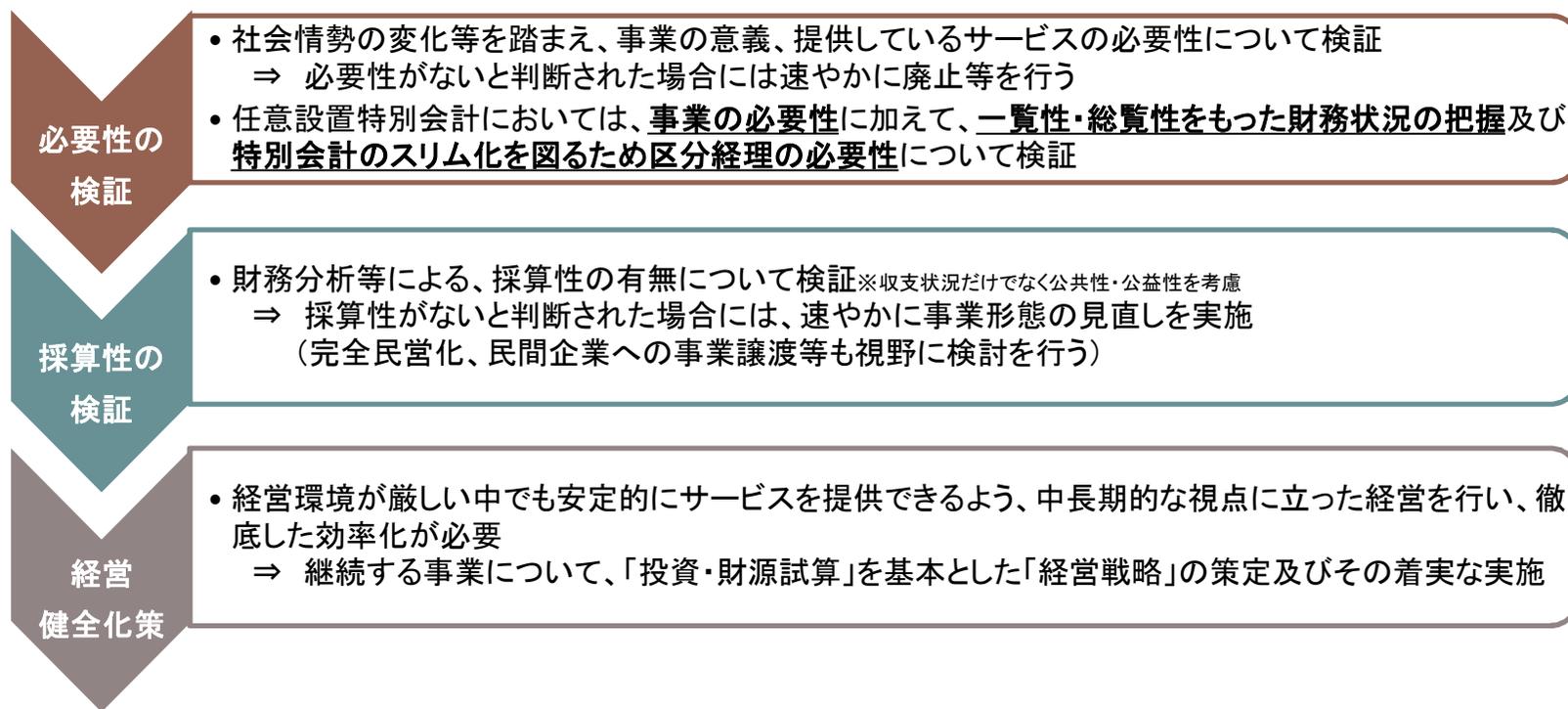
# 地方公営企業と特別会計の検証

これまでの集中的な抜本改革の推進により、各地方公営企業等の経営は一定改善が進みました。

一方で、近年、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新事業や国土強靱化、防災・減災対策事業の実施等に伴う投資の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等が進みつつあり、地方公営企業等を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

今後も自らの判断と責任に基づき、地方公営企業等の経営健全化等に不断に取り組むことが必要であり、改めて地方公営企業等の会計毎に状況を分析・検証するとともに、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組む必要があります。

## ＜今後の地方公営企業等の経営について検証方法＞



《地方公営企業》 企業管理者主導による事業の効率化、長期的視点に立った「経営戦略」の策定・遂行が必要。

《法令設置特別会計》 徹底した事業の効率化を実施し、継続的な安定したサービスの提供が必要。

《任意設置特別会計》 事業の必要性に加え、区分経理の見直しについても検証が必要。

# 任意設置特別会計の検証について

特別会計については、財政の一層の効率化・透明化を図るため、平成25年11月15日に「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律(以下、「特会改革法」という。)」が成立し、平成26年4月1日より施行されました。

## <国の行政改革推進会議等での議論(一部抜粋)>

○特別会計が多数設置されることは、予算全体の仕組みを複雑で分かりにくくし、財政の一覧性が阻害されるのではないか 等



当該議論を踏まえ特会改革法を施行

## ○改正後特別会計に関する法律(一部抜粋)

(基本理念)

第1条の2 特別会計の設置、管理及び経理は、我が国の財政の効率化及び透明化の取組を不断に図るため、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 各特別会計において経理される事務及び事業は、国が自ら実施することが必要不可欠であるものを除き、独立行政法人その他の国以外の者に移管されるとともに、経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的かつ効率的に実施されること。
- 二 各特別会計について一般会計と区分して経理する必要性につき不断の見直しが行われ、その結果、存続の必要性がないと認められる場合には、一般会計への統合が行われるとともに、(中略)国全体の財政状況を一般会計において総覧することが可能とされること。



任意設置の4特別会計については、

- ①事業の必要性
  - ②事業の効率化
  - ③区分経理の必要性
- について重点的に検証。

# 任意設置特別会計の課題について

本市における任意設置の特別会計について①事業の必要性、②事業の効率化、③区分経理の必要性の観点から以下のとおり検証。

## <任意設置特別会計の検証>

### ◆交通災害等共済事業特別会計

財政状況: 過去5年間は実質収支が黒字で推移しているが、基金の取崩、繰越を除く単年度の収支は実質的に赤字。  
加入状況等: 民間の保険商品の普及等によりH21~H25年度で約1万1千人の加入者が減少。  
検証: 加入者の減少等から、民の能力を活用できるものは民に任せ、行政が直接行うべきサービスの集中・重点化を図る必要がある。

### ◆災害共済事業特別会計

財政状況: 見舞金の額に変動はあるが、過去5年間は実質収支が黒字で推移している状況。  
加入状況等: 民間の保険商品の普及等によりH21~H25年度で約2千8百人の加入世帯が減少。  
検証: 加入者の減少等から、民の能力を活用できるものは民に任せ、行政が直接行うべきサービスの集中・重点化を図る必要がある。

### ◆中小企業勤労者福祉共済事業特別会計

財政状況: H22年度以前は赤字が発生。福利事業の見直し等によりH23年度から3年間は黒字で推移。  
加入状況等: 民間の保険商品の普及や経営状況の悪化・廃業等により過去5年間で約300人の加入者が減少。  
検証: 加入者の減少等から、民の能力を活用できるものは民に任せ、行政が直接行うべきサービスの集中・重点化を図る必要がある。

### ◆中心市街地駐車場事業特別会計

財政状況: H25年度決算時点で、約7億1千万円の累積赤字が発生している。  
地方債の償還等によりH27年度までは単年度の赤字が続く状況。  
経営状況等: 経営手法については、H18年度から指定管理者制度を採用し安定した収益を確保している状況。  
検証: ①中心市街地の駐車場対策を目的とした事業であり、民間駐車場の普及も見られるが一定事業は必要。  
②H21年度から指定管理者制度の利用料金制を採用し、民間事業者のノウハウを取り入れることにより効率的な事業運営を行っている状況。  
③指定管理制度採用により、歳入歳出予算が縮小(簡素化)されていることから、一般の歳入歳出と区分して経理をする必要がないと考えられるため、区分経理の見直しをする必要がある。

民間商品の活用等を視野に入れて抜本的な見直しをする必要があるのではないか。

区分経理を見直し、一般会計化することを検討する必要があるのではないか。

# 今後の地方公営企業等の方向性

## <地方公営企業会計>

地方公営企業法適用の企業会計については、現・行財政プランの計画期間において多くの取り組みを行った結果、資金剰余額が増加するなど経営の改善が一定進んできている。

しかしながら、一般会計同様に施設や管渠等インフラの老朽化対策や、人口減少に伴うサービス需要の減少への対応などの懸念があり、今後の地方公営企業をとりまく経営環境は厳しい状況が続くものと想定される。

新たな行財政プランの計画策定期間内において資金不足額を発生させない安定した経営を行うために、企業管理者主導のもと、長期的な視点に立ち、国からも要請されている「公立病院改革プラン」及び「経営戦略」を策定するとともに、それらを着実に遂行することが必要。

また、モーターボート競走事業における収益事業収入については、今後も投資的事業に活用できるよう、一定額の繰出しを確保することが必要。

## <特別会計>

### ◇法令設置4事業(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療・農業共済事業)について

法令設置の特別会計については、事業実施目的が社会保障的側面が強いこと等から、一般会計同様、今後とも安定した事業運営を実施できるよう、徴収対策の強化や事務事業の効率化などの実施により、長期的視点に立った健全な事業運営が必要。

### ◇任意設置4事業(交通災害等共済・災害共済・中小企業勤労者福祉共済・中心市街地駐車場事業)について

共済事業については、民間商品等が普及していること、加入者が減少傾向であることを踏まえ、民間商品の活用等を視野に入れて抜本的な見直しを行うことが必要。

駐車場事業については、指定管理者の導入など民間事業者のノウハウを活用しているが、実質赤字が発生している。

今後は、公債費の減少により、経営状況に一定の改善が見込まれるが引き続きの経営健全化が必要。

また、予算規模の縮小(簡素化)から、一覧性・総覧性をもった財務状況の把握及び特別会計のスリム化を図るため区分経理の見直しを検討することが必要。